## サービス付き高齢者向け住宅事業者協会入会ご検討事業者 様

サービス付き高齢者向け住宅事業者協会へご入会をご検討いただきありがとうございます。

当協会は、平成30年5月23日総会において、平成31年4月より「サービス付き高齢者向け住宅事業者協会と一般社団法人高齢者住宅協会」と合流することが決議されました。

当協会は平成31年3月31日以降「一般社団法人高齢者住宅協会」の「サービス付き高齢者向け住宅運営部会」として活動してまいります。

尽きましては、この度入会をご検討いただいておりますサービス付き高齢者向け住宅運営事業者様におきましては以下のページに続きます、「一般社団法人高齢者住宅協会定款」、「一般社団法人高齢者住宅協会 会員会費規程(案)」、「サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会細則(案)」、「サービス付き高齢者向け住宅事業者協会会則」をご確認のうえ入会申込をお願い致します。

お申込いただきました事業者様へは、事務局より改めてメールにてご連絡させていただきます。

なお合流の目的は、サービス付き高齢者向け住宅のさらなる発展・今まで(サ住協)よりも業界団体の地位の向上・政府等に対し声を大きくすることです。

次回の介護報酬改定に向けすべての事業者が健全で質の高いサ付き住宅の運営を目指すこと。そのために事業者団体として、サービス品質向上のための支援を強化するとともに、業界を正しく理解していただくために発信力を高めていくことが重要と考えております。

ご検討のほどよろしくお願い致します。

※年会費については、2019年度より、以下の通りです。

サ高住登録件数が50件以上の運営事業者 20万

サ高住登録件数が10~49件の運営事業者 10万

サ高住登録件数が 2~9件の運営事業者 5万

サ高住登録件数が1件登録の運営事業者 3万

2019年2月8日 サービス付き高齢者向け住宅事業者協会事務局 高住協合流事務局 info@kosechin.jp

## 一般社団法人 高齢者住宅協会 会員会費規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高齢者住宅協会(以下「本協会」という。)定款第7条 で定める会員の会費に関する事項を定めることを目的とする。

## (会費の額)

第2条 会員の会費は次の各号に定めるところによる。

- 一 1 号会員の会費は、口数に応じた額とし、一口につき年20万円とする
- 二 2号会員の会費は、サービス付き高齢者向け住宅の登録件数に応じた額とし、 以下の 通りとする
- ① 登録件数が、1件の運営事業者3万円/年
- ② 登録件数が、2件~9件までの運営事業者5万円/年
- ③ 登録件数が、10~49件までの運営事業者10万円/年 ※登録件数が、50件以上運営事業者は20万円/年 (1号会員)
- 三 3号会員の会費は、口数に応じた額とし、一口につき年7万円とする

## (会費の請求)

- 第3条 会長は、前条の会費について、前年度の2月末日までに会員に対して請求するものとする。
- 2 会長は、新たに入会した会員の初年度の会費を入会承認後速やかに請求するものとする。

## (会費の納入)

- 第4条 会員は、前条第1項に基づく会費の請求を受けたのち、毎年4月末日までに、 本協会が指定する口座に納入しなければならない。
- 2 新たに入会した会員は、前条第2項に基づく請求を受けたのち、30日以内に、 本協会が指定する口座に納入しなければならない。

## 附則

- 1 この規程は、平成23年6月24日から適用する。
- 2 第3条第2項及び第4条第2項の規定は、設立時社員の初年度会費の納入について準 用する。

#### 附則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

## サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会細則 (案)

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この部会は、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会(以下部会)という。

(目的)

第2条 部会はサービス付き高齢者向け住宅利用者の権利を守るとともに、サービス付き 高齢者向け住宅事業及び付随サービスの品質を高め、高齢者のよりよい生活に寄与す ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) サービス付き高齢者向け住宅市場への認知活動
  - (2) 行政への対応
  - (3) サービス付き高齢者向け住宅事業の研究・研修
  - (4) サービス付き高齢者向け住宅のケアの研究
  - (5) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営実態調査
  - (6) 会員に対する相談窓口の設置
  - (7) 本部会サイトの設置・運営

#### 第2章 部会員

(部会員)

第4条 部会の会員は、高齢者住宅協会の会員から構成され、2号会員および1号会員の運 営事業者が属する。

(入会等)

第5条 部会員になろうとする者は、高齢者住宅協会に入会しなければならない。

(退会)

- 第6条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。
  - 2 会員が倫理綱領に反する行為など、会員としてふさわしくない行為をおこなった場合、幹事会はこの部会員に対して退会を勧告することが出来る。

# 第3章 役員及び機構

(役員)

第7条 部会に次の役員を置く。

幹事 10名以内

2 幹事のうち、1名を部会長とし、2名以内の副部会長を置くことができる。

#### (選任等)

第8条 部会長及び副部会長は、運営事業者部会員の中から理事会において選任する。 幹事は、部会員の意見に基づき部会長が選任する。ただし、必要がある時は、部会員 以外のものから選任することを妨げない。

#### (役員の職務)

- 第9条 部会長は運営事業者部会を代表し、会務を統括する。
  - 2 部会長は、事務局の組織と運営に責任を負うとともに、第3条の事業の執行を行う。
  - 3 幹事は幹事会を構成し、会務を執行する。

(役員の任期)

第10条 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第11条 部会の事務を処理するために、事務局を置く。
  - 2 事務局には、所要の事務局員を置く。
  - 3 事務局員は部会長が任命する。

第4章 運営事業者部会総会(以下、「総会」という。)

(総会の機能)

第12条 総会は、部会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

- 第13条 定期総会は、毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に召集する。
  - 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたときに、部会長が招集する。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、部会長とする。

(総会の定足数及び、議決)

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、特別の定めのある場合のほかは、出席会員の過半数をもって決し、 可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (書面評決等)

- 第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない部会員は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決し、又は他の部会員を代理人として表決を委任す ることができる。
  - 2 前項の場合における、前条の規定の適用については、その部会員は出席したもの とみなす。

## 第5章 幹事会

## (幹事会の機能)

- 第17条 幹事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (幹事会の開催)

- 第18条 定期幹事会は事業年度中に4回、部会長が招集する。
  - 2 臨時幹事会は、部会長が必要と認めたとき又は幹事の3分の1以上の請求があったときに、部会長が招集する。

#### (幹事会の議長)

第19条 幹事会の議長は、部会長がこれに当たる。

#### (幹事会の定足数及び議決)

- 第20条 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開催することができない。
  - 2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

# 第6章 資産および事業計画

#### (資産の管理)

第21条 部会運営に伴う会費収入等の資産は部会長が管理し、その方法は幹事会の議決 を得て部会長が別に定める。

## (事業計画及び収支予算)

第22条 部会の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度ごとに部会長が作成し、幹事会の 議決を得なければならない。

## (事業報告及び収支決算)

第23条 部会の事業報告及び収支決算等は、毎事業年度ごとに部会長が事業報告および 収支決算書を作成し、その年度の終了後3カ月以内に幹事会の議決を得なければ ならない。

## (会計年度)

第24条 部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 支部

(支部)

- 第26条 部会は、支部を置くことができる。
  - 2 支部は、各都道府県に1つまで設立することができる。
  - 3 支部は、部会の会員をもって組織し、運営は各支部で定められた規約によるものとする。

#### (支部設立)

- 第29条 支部設立は、幹事会に設立趣意書を届出し、承認を得なければならない。
  - 2 支部は、3名以上の部会の部会員から構成されることとする。
  - 3 支部が設立された都道府県においては、その都道府県に所在する部会員は、支部 会員とする。

#### (名称の使用)

第30条 支部は事前に協会の名称を使用する場合、あらかじめ事前に部会に文書等で承認を得なければならない。

#### 附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

### サービス付き高齢者向け住宅事業者協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、サービス付き高齢者向け住宅事業者協会(以下「本協会」という)という。略称は「サ 住協」とする。

(事務所)

第2条 本協会の事務所を 東京都品川区東品川4丁目12番8号品川シーサイドイーストタワー3F に置く。

(目的)

第3条 本協会はサービス付き高齢者向け住宅利用者の権利を守るとともに、サービス付き高齢者向け住 宅事業及び付随サービスの品質を高め、高齢者のよりよい生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅市場への認知活動
- (2) 行政への対応
- (3) サービス付き高齢者向け住宅事業の研究・研修
- (4) サービス付き高齢者向け住宅のケアの研究
- (5) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営実態調査
- (6) 会員に対する相談窓口の設置
- (7) 協会サイトの設置・運営

第2章 会員

(会員)

第5条 本協会の会員は、次の3種とする。

正会員

1 サービス付き高齢者向け住宅を営む法人及び個人で、この協会の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有するもの

#### 準会員

2 サービス付き高齢者向け住宅を運営していない法人及び個人で、この協会の目的に賛同して入会し、 総会における議決権を有しないもの

#### 賛助会員

3 この協会の目的に賛同して入会し、その事業を援助する団体または個人で、総会における議決権を有 しないもの (入会等)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出しなければならない。本協会の主旨に合致すれば入 会を認めるものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。
- 2 会員が倫理綱領に反する行為など、会員としてふさわしくない行為をおこなった場合、理事会はこの会員に対して退会させることが出来る。

第3章 役員及び機構

(役員)

- 第9条 本協会に次の役員を置く。
  - (1) 理事 10 名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内の副会長を置くことができる。

(役員の選任)

- 第10条 理事及び監事は、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会の理事及び監事が兼ねる。
- 2 会長及び副会長は、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会の会長及び副会長が兼ねる。

(役員の職務)

- 第11条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。
- 2 会長は、事務局の組織と運営に責任を負うとともに、第4条の事業の執行を行う。
- 3 監事は、会長が行う事業報告・会計報告を監査し、その適否について会員に報告する。
- 4 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第13条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、所要の事務局員を置く。
- 3 事務局員は会長が任命する。

(総会の機能)

第14条 総会は、本協会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

- 第15条 定期総会は、毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に召集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに、会長が招集する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数及び、議決)

- 第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 総会の議事は、特別の定めのある場合のほかは、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議 長の決するところによる。

#### (書面評決等)

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面を もって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における、前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第5章 理事会

(理事会の機能)

- 第19条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第20条 定期理事会は、4回、会長が招集する。
- 2 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上の請求があったときに、会長が招集する。

(理事会の議長)

第21条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第22条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第6章 資産および事業計画

#### (資産の管理)

第23条 事業に伴う会費収入等の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を得て会長が別に定める。

#### (事業計画及び収支予算)

第24条 本協会の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

#### (事業報告及び収支決算)

第25条 本協会の事業報告及び収支決算等は、毎事業年度ごとに会長が事業報告および収支決算書を作成 し監事の監査を経て、その年度の終了後3カ月以内に理事会の議決を得なければならない。

#### (会計年度)

第26条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第7章 会則の変更

#### (会則の変更)

第27条 こ $^{i}$ の会則は、理事会の議決において、出席会員の3分の2以上の議決によらなければ変更することができない。

## 第8章 支部

(支部)

第28 本協会は、支部を置くことができる。

- 2 支部は、各都道府県に、1つまで設立することができる。
- 3 支部は、本協会の会員をもって組織し、運営は各支部で定められた規約によるものとする。

#### (支部設立)

第29条 支部設立は、理事会に設立趣意書を届出し、承認を得なければならない。

- 2 支部は、3名以上の本協会の会員(以下「本会員」という)から構成されることとする。
- 3 支部が設立された都道府県においては、その都道府県に所在する本会員は、支部会員とする。

#### (名称の使用)

第30条 支部は事前に協会の名称を使用する場合、あらかじめ事前に本協会に文書等で承認を得なければならない。

#### 会費規定

## (会費)

第1条 協会の会費は、次のとおりとする。

会員 年額 20,000円、

準会員 年額 20,000円、

賛助会員 年額120,000円

#### (会費の納入)

第2条 新規入会者は入会時に年額会費を一括前納しなければならい。継続入会者は会費の納入は年1回 とし、当該年度が始まるまでに一括前納しなければならない。退会者には会費を返納しない。

2 正会員において、10月以降の入会については、会費の納入は半額とする。ただし、準会員・賛助会員はこの限りではない。